

## 住宅改修事前申請時の福祉住環境コーディネーター証の確認について

住宅改修に係る「住宅改修が必要な理由書」の作成者は、基本的には居宅サービス計画等を作成する介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員ですが、利用者が居宅サービス等を利用していないなどの理由により、本市では福祉住環境コーディネーター2級以上の合格者でも理由書の作成を認めているところです。この場合は、事前申請の都度、コーディネーター証原本の確認を各窓口にて行いますが、この確認作業について、より効率的な制度運用や省資源化のため、以下のような方法での対応も可能とします。(平成30年4月1日受け付け分から開始)

### 取扱い概要

- 年1回の届出制を導入し、毎回のコーディネーター証原本の確認作業を省略可能とします。
- 省略にあたり、届け出を希望する事業所は福祉住環境コーディネーター試験合格者一覧を市介護保険課へ届け出る。(用紙等は、市ホームページからダウンロードしてください。)  
(毎年3月上旬から中旬までを届出期間とし、その年の4月から翌年3月までの1年間有効とします。この年1回の届出時のみは、コーディネーター証原本とその方の本人確認用に、運転免許証のコピーなども併せてご提示ください。(本庁でのみ受け付けます。))
- 届け出のあった方については、1人ずつ、市にて確認番号を付番し、各所属事業所に対し3月末までに、届出者をリスト形式にした届出確認書を送付します。
- 届け出のあった方が、理由書を作成する場合には、「作成者の資格の欄」に『福祉住環境コーディネーター〇級・確認番号△△-△』と必ず記載してください。(確認番号の記載がある方のみコーディネーター証原本の確認を省略します。)
- 事業所としてこの届け出を行うことは、義務ではなく、選択できるものです。ただし、理由書の「作成者の資格の欄」に、『コーディネーター〇級』のみ記載があり、確認番号の記載がない場合は、毎回の事前申請時に従来どおりコーディネーター証原本の提示を求めます。
- 年度途中であっても、従業者の増減などについては、3月の更新期間と同様の方法で対応します。
- 届け出の受付は、本庁介護保険課窓口のみとし、各支所や郵送等での受け付けはいたしませんので、ご注意ください。

以上

平成30年2月作成

平成31年3月更新

問合せ先

〒892-8677 鹿児島市山下町11-1

(直通) 099-216-1280

鹿児島市役所 介護保険課 給付係